

志學館大学名誉教授称号授与規程

(称号の授与)

第1条 志學館大学（以下「本学」という。以下「本学」という場合は、鹿児島女子大学を含む）の学長又は教授として多年勤務し、本学に対し特に功績のあった者に対して、この規程の定めるところにより名誉教授の称号を授与する。

(候補者の推薦)

第2条 名誉教授の称号は、学長を退職した者に対しては、学長の推薦に基づき大学運営会議の選考を経て、学長が授与する。

2 教授を退職した者に対しては、当該学部の推薦に基づき大学運営会議の選考を経て、学長が授与する。

(推薦基準)

第3条 前条の推薦は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 本学の学長であった者で本学の運営上特に功労のあった者
- (2) 本学の教授として15年以上勤務した者で教育上又は研究上特に功績があった者
- (3) 前号の勤務年数に達しないが、本学に対し特にその功労が顕著であった者

(勤務年数の換算)

第4条 本学教授の勤務年数には、次の各号に掲げる勤務年数を本学教授の勤務年数とみなして通算することができる。ただし、第3号は、本学教授として10年以上勤務した者（第1号及び第2号により通算した年数を含む。）に限り適用する。

- (1) 本学の准教授の勤務年数の2分の1
- (2) 本学の専任講師及び助教の勤務年数の3分の1
- (3) 本学以外の大学、短期大学、高等専門学校の教授の勤務年数の2分の1、准教授の勤務年数の3分の1

(辞令書)

第5条 名誉教授の辞令書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行し、平成15年3月31日以後に退職した者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程の適用において助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規程は、平成30年3月31日から施行する。

別記

名誉教授辞令書様式

第 号	氏 名	志 學 館 大 学 名 誉 教 授 の	称 号 を 授 与 す る	令 和 年 月 日	志 學 館 大 学	印
--------	--------	--	---------------------------------	-----------------------------------	-----------------------	---

※ 用紙は、本学卒業証書と同様のものとする。